

## ★「平成20年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出について

- ◎老齢年金（老齢又は退職を支給事由とする年金（老齢福祉年金を除く。）をいいます。以下同じ。）は、所得税法により『雑所得』として所得税がかかります。（障害年金、遺族年金には税金がかかりません。）
- ◎老齢年金の年金額が、108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方は、「扶養親族等申告書」をご提出いただく必要があります。
- ◎「扶養親族等申告書」をご提出いただけない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率も異なります。
- ◎受給者の方からご提出いただく「扶養親族等申告書」をもとに年金に係る平成20年分の所得税額の計算を行います。
- ◎「扶養親族等申告書」に関するQ&Aについては、[こちら](#)をご覧ください。

### 扶養親族等申告書の送付について

毎年、所得税の課税対象（老齢年金の年金額が、65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上）となる方に対して、「扶養親族等申告書」を送付しておりますが、本年は**10月25日**より順次送付いたします。

なお、送付する「扶養親族等申告書」の種類は、次のとおりです。

- 昨年も扶養親族等申告書を提出された方（継続提出者） **青色のはがき**
- 昨年に扶養親族等申告書を提出する必要がなかった方（新規提出者） **墨色のはがき**

- ※ **扶養親族等申告書を棄損又は紛失された方は、こちらの申告書をご利用ください。**  
提出先は、社会保険業務センター（〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24）となりますので、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。  
なお、記入にあたっては、新規提出者の方（墨色のはがきの方）の記入方法をご覧ください。

**送付された扶養親族等申告書によって、記入方法が異なります。  
扶養親族等申告書の記入方法については、こちらをご覧ください。**

**継続提出者の方はこちら  
（青色のはがきの方）**

**新規提出者の方はこちら  
（墨色のはがきの方）**

扶養親族等申告書の提出は、電子申請でも手続可能です。

電子申請での手続をご希望される方は、厚生労働省電子申請・届出システムより行ってください。



※ 電子申請にて手続を行うには、申請内容の盗視、改ざん、なりすまし等を防止するために**電子証明書が必要**となります。

申請者電子証明書の入手及び設定方法については、[こちら](#)をご覧ください。

☞ 所得税に関する詳しいことについては、財務省ホームページをご覧ください。



☞ 住民税に関する詳しいことについては、総務省ホームページをご覧ください。

